

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

ページ

- 認証食品の認証 (食産業振興課) 一
- 建設業許可の取消し (事業管理課) 一
- 道路の供用開始 (道路課) 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける入札の公告 (警察本部会計課) 三
- 病院局 五
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 教育委員会 七
- 宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則 八
- 県立特別支援学校学則の一部を改正する規則 九
- 県立中学校学則の一部を改正する規則 九

告 示

○ 宮城県告示第九百九十九号
宮城県認証食品認証要綱(平成十七年宮城県告示第九百号)第六条第一項の規定により、認証食品を次のとおり認証した。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 認証食品

認証番号	品目	申請者の氏名	製造業者の名称	製造所等の所在地
百八十	包装米飯	株式会社J.A.加美よ つばらドファ 悦取締役社長 三浦昭	株式会社J.A.加美よ つばらドファ	加美郡加美町四日市場字中荒 井二四五・二

二 認証年月日

平成二十二年十月十五日

○ 宮城県告示第千号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十二年十月二十日

二 商号又は名称等

商号又は名称及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設許可番号	申請区分及び許可を取り消した建設工事の種類	受付年月日
佐藤土建株式会社 福地 保夫	栗原市一迫字川口清水 田四十五・一	般・特・十九 第八百九十九号	一部廃業 一般建設業 ブイック工業	平成二十二年 九月十六日
株式会社大崎資材商事 加藤 誠知	遠田郡涌谷町小里字鹿の子六・五	般・十九 第七百三十九号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十二年 九月十六日
株式会社中央機電 飯田 新三	仙台市若林区霞目一丁目十四・二十五	般・十八 第四千四百二十五号	全部廃業 一般建設業 電気工事業	平成二十二年 九月二十八日
株式会社装研社 柿沼 弘	仙台市青葉区中央三丁目九・二十二	般・十七 第二万六千八百一十一号	全部廃業 一般建設業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十二年 九月十五日
有限会社前田産 佐藤 秀雄	伊具郡丸森町大張川張字前田七十五	般・二十一 第二万七千二百三十号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十二年 九月三十日
株式会社ライス	仙台市青葉区五橋一丁目	般・二十一	一部廃業	平成二十二年

シテイ 早坂 慎一	目一・四	第一万七千三 百九十二号	一般建設業 土木工事業	九月三十日
有限会社共栄 杉内 良和	仙台市若林区今泉小在 家東九十二・一	般一十九 千九百号	全部廃業 管工事業	平成二十二年 九月十六日
産巧株式会社 澤田 幸康	仙台市青葉区五橋一丁 目六・十	般二十 千五百号	全部廃業 一般建設業 建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	平成二十二年 九月二十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第一千号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の 種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	坂本古川線	大崎市古川塚目字岡三五三番地先から 同市古川穂波七丁目一四番一八地先まで	平成二十二年 十月二十八日 正午から

○宮城県告示第一千二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害 の発生原因 となる 自然現象 の種類	区域の所在地	建築物の構造 の規制に 必要な 衝撃に 関する事 項	縦覧場所

土ヶ森沢2	土石流	伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字由縄坂 （次の図のとおり）	次の図のと おり	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城県大河原土木 事務所
土ヶ森沢2	土石流	伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字由縄坂 （次の図のとおり）		
土ヶ森沢2	土石流	伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字由縄坂 （次の図のとおり）		
北山の沢	土石流	伊具郡丸森町字北沢（次の図のとおり）		
小保田沢	土石流	伊具郡丸森町字小保田、同町字北沢 （次の図のとおり）		
小保田沢2	土石流	伊具郡丸森町字小保田（次の図のとおり）		
横町沢2	土石流	伊具郡丸森町字山崎（次の図のとおり）		
北沢	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字小保田、同町字北沢 （次の図のとおり）		
大川口の2	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字大川口（次の図のとおり）		
北沢の2	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字北沢（次の図のとおり）		
板山	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字板山（次の図のとおり）		
土ヶ森	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字土ヶ森、同町字虚空蔵 中（次の図のとおり）		
由縄坂	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字由縄坂（次の図のとおり）		
虚空蔵中	急傾斜地 の崩壊	伊具郡丸森町字虚空蔵中（次の図のとおり）		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該指定区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第一千三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、伊豆沼土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十二年十月二十六日

宮城県東部地方振興事務所

所長 戸 村 俊 幸

一 就任した者

二 退任した者

退任年月日	氏名	住所	役職名
平成二十二年九月二十五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十二年九月二十五日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十二年九月二十五日	安部 信公	栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	理事
平成二十二年九月二十五日	高橋 幸喜	登米市迫町新田字井守沢二百九番地七十四	理事
平成二十二年九月二十五日	新田 尚	登米市迫町新田字大形百二十八番地	理事
平成二十二年九月二十六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十二年九月二十六日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十二年九月二十六日	安部 信公	栗原市若柳字下畑岡新本地二百四十番地	理事
平成二十二年九月二十六日	高橋 幸喜	登米市迫町新田字井守沢二百九番地七十四	理事
平成二十二年九月二十六日	新田 尚	登米市迫町新田字大形百二十八番地	理事
平成二十二年九月二十六日	伊藤 孝一	登米市迫町北方字仮屋三番地八	理事
平成二十二年九月二十六日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
平成二十二年九月二十六日	鈴木 一孝	栗原市若柳字上畑岡米ヶ浦七十四番地	理事
平成二十二年九月二十六日	高橋 博	栗原市若柳字上畑岡夷六二百十六番地七	理事
平成二十二年九月二十六日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事
平成二十二年九月二十六日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

名取市高館吉田字乗馬四十五番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

名取市下増田字大橋本二百五十七番地五十一街

区二十九画地はなみずきガーデン参番館

大 常喜
大 裕子

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年十月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 文書管理システム機器貸借 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

平成二十二年九月二十五日	伊藤 孝一	登米市迫町北方字仮屋三番地八	理事
平成二十二年九月二十五日	及川 幸男	登米市迫町新田字倉崎二百八番地	理事
平成二十二年九月二十五日	高橋 健一	栗原市若柳字上畑岡獅子ヶ鼻百七十番地一	理事
平成二十二年九月二十五日	高橋 義矩	栗原市若柳字上畑岡磯百十九番地	理事
平成二十二年九月二十五日	大場 徳男	栗原市若柳字上畑岡敷味八十一番地三	理事
平成二十二年九月二十五日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事
平成二十二年九月二十五日	千葉 豊茂	栗原市若柳字下畑岡大畑三百三十八番地	監事

- 3 履行期間 平成二十三年一月一日から平成二十七年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- 4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

- 7 過去二年以内に国又は地方公共団体と同種同規模以上の契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。

- 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴

力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)(第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)(暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があつた者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。))の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)(又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等)に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- 9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五)へ平成二十二年十一月十日(水)、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 2 入札説明書等の交付期限 宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二一・七七一、内線二二三二)
平成二十二年十一月十日(水)、午後五時まで

- 3 一般競争入札参加資格審査 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十一月十七日(水)までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

- (一) 日時 平成二十二年十一月二十四日(水)午後五時まで
- (二) 場所 1に同じ
- (三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達する(一)。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

5 開札の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十二年十一月二十五日(木)午前十時
- (二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎六階六〇一会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに平成二十二年度における入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十二年宮城県規則第十九号)第二条の規定による。

- 3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

- 4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

- 5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否

- 8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に渡る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。
- 9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of Equipment for Document Management System-1 set
- 2 Duration of Contract : From January 1, 2011 to December 31, 2015
- 3 Location : Information Management Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 4 Bid Deadline : 5 : 00 p.m. November 24, 2010
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi, 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

病院局

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十二年十月二十六日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

一 入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 デジタルガンマカメラシステム 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成二十三年二月二十八日まで
- 4 納入場所 宮城県立がんセンター(宮城県名取市愛島塩手野田山四十七・一)
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に記載されていること。

- 2 1以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第一条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間に宮城県において指名停止の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する措置要件のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十二年十一月十六日午後五時までに申請すること。

四 入札書等の提出場所及び提出期限等

1 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県病院局県立病院課予算経営班（担当 菊池 直実 電話〇二二・二二一・二六八三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十二年十一月十七日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二

十二年十一月十六日まで1あて必着のこと。

3 一般競争入札参加資格審査申請書

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十二年十二月三日までに必要書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限 平成二十二年十二月九日午後五時まで。ただし、郵送による場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書郵便にて提出期限までに到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

5 開札の日時及び場所

平成二十二年十二月十日午前十時 病院局会議室（宮城県行政庁舎十二階）

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び四の3の審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると病院事業管理者が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

七 概 観

Summary

- 1 Nature and Quantity of Item to be Purchased : Digital Gamma Camera System (1 set)
- 2 Deadline for Delivery : February 28, 2011
- 3 Place of Delivery : Miyagi Cancer Center
- 4 Deadline for Bid : December 9, 2010
- 5 Contact Person : Naomi Kikuchi, Budget Management Section, Prefectural Hospital Division, Hospital Administration Bureau, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL: 022-211-2683

教育委員会

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則を「」に公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第九号

宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則

宮城県立高等学校学則(昭和二十五年宮城県教育委員会規則第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表宮城県仙台一華高等学校の項中

二四〇	二八〇	を	二四〇	二四〇
-----	-----	---	-----	-----

に改め、同表宮城県泉高等学校の項中

二八〇	二四〇	を	二四〇	二八〇
-----	-----	---	-----	-----

表宮城県石巻好文館高等学校の項中

—	二〇〇	を	—	—
---	-----	---	---	---

宮城県石巻北高等学校の項中

—	二〇〇	を	—	—
---	-----	---	---	---

塩釜高等学校の項中

三三〇	三六〇	を	三三〇	三三〇
-----	-----	---	-----	-----

—	—	を	—	—
---	---	---	---	---

学校の項中 「—」を「—」に改め、同表宮城県上沼高等学校の項

四〇	八〇	を	四〇	四〇
----	----	---	----	----

四〇	四〇	を	—	四〇
----	----	---	---	----

校の項中 「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表宮城県岩ヶ崎高等学校の項中 「四〇

—	四〇	を	四〇	四〇
---	----	---	----	----

県一迫商業高等学校の項中 「四四四〇」を「四〇」に改

四四四〇	四四四〇	を	四〇	四〇
------	------	---	----	----

め、同表宮城県岩出山高等学校の項中 「一六〇」を「二二〇」に改め、同表宮城県柴田高等

一六〇	二二〇	を	二二〇	一六〇
-----	-----	---	-----	-----

四四八〇〇	四四八〇〇	を	四四八〇〇	四四八〇〇
-------	-------	---	-------	-------

に改め、同表宮城県中新田高等学校の項を次のように改める。

宮城県中新田高等学校	普通科	三年	男女	二二〇	二二〇	二二〇
------------	-----	----	----	-----	-----	-----

別表第一第二号の表宮城県石巻好文館高等学校の項中

「二〇〇」を「二〇〇」に改め、同表宮城県石巻北高等学校の項中

「二〇〇」に改め、同表宮城県本吉響高等学校の項中

「二四〇」を「二〇〇」に改め、同表宮城県白石高等学校の項中

「二四〇」に改め、同表宮城県本吉響高等学校の項中

「一六〇」を「二二〇」に改め、同表宮城県伊具高等学校の項中

「一六〇」を「二二〇」に改める。

別表第二第二号の表宮城県田尻さくら高等学校の項中

「四八〇」に改める。

「四八〇」を「四八〇」に改め、同表宮城県別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

「六三」「四九」「五五」を「五四」「六三」に改める。

宮城県教育委員会
委員長 大村 虔

附則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県教育委員会

委員長 大村 虔

○宮城県教育委員会規則第十号

県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

県立特別支援学校学則（昭和四十三年宮城県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第七十一条」を「第七十二条」に改める。

別表第三第二号の表宮城県立光明支援学校の項中

「六三」「四九」「五五」を「五四」「六三」に改める。

「四九」に改め、同表宮城県立西多賀支援学校の項中

「六」「三」を「一四」「六」に改め、同表宮城県立石巻支援学校の項中

「三五」「三八」を「二七」「三五」に改め、同表宮城県立気仙沼支援学校の項中

「二七」「一九」を「二四」「二七」に改め、同表宮城県立名取支援学校の項中

「四九」「四六」「二八」を「五七」「四九」「四六」に改め、同表宮城県立迫支援学校の項中

「二七」「二四」「二七」を「三〇」「二七」「二四」に改め、同表宮城県立古川支援学校の項中

「一九」「二七」「一六」に改め、同表宮城県立金成支援学校の項中

「一九」「一六」「一六」に改め、同表宮城県立船岡支援学校の項中

「二七」「二七」「三〇」を「二七」「三八」「二七」に改め、同表宮城県立利府支援学校の項中

「二八」「一九」「一一」に改め、同表宮城県立山元支援学校の項中

「六一」「五九」「四三」に改め、同表宮城県立岩沼高等学園の項中

「四八」を「四八」「四〇」「四〇」に改める。

附則

「四八」を「四八」「四〇」「四〇」に改める。

「四八」を「四八」「四〇」「四〇」に改める。

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

県立中学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十六日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

○宮城県教育委員会規則第十一号

県立中学校学則の一部を改正する規則

県立中学校学則（平成十六年宮城県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県仙台一華中学校の項中

八〇

を

八〇 八〇

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。